

## 【会則】

第1条 本会は、泉州甲南会と称する。

第2条 本会は甲南学園同窓会により組織し、この地域における社会、経済、文化の発展振興に資することで会員相互の研鑽と親睦を深め、併せて母校の発展に寄与する事を目的とする。

### (会員)

第3条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本会は、原則として、大阪府岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南町、岬町に居住し、  
又は勤務する甲南学園の卒業生を以って、会員とする。
2. 甲南号園に在籍した者で、上記地域以外の方で当会の趣旨に賛同する者。[上記の甲南学園は前身校を含み、次の通りとする。  
甲南大学（各学部、医学進学課程）・甲南大学大学院（修士課程・博士課程）、旧制甲南中学校・旧制甲南高等学校・甲南高等学校]

### (組織)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 顧問 若干名
2. 会長 1名
3. 副会長 数名
4. 幹事 数十名
5. 会計 1名
6. 会計監査 2名
7. 書記 2名
8. 事務局長 1名
9. 事務次長 2名

### (総会)

第9条 本会は、定時総会を1年に1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

第10条 定時総会においてなすべき事項は次の通りとする。

1. 会計報告
2. 会則の変更
3. その他重要事項

第11条 総会の議事は、出席者の過半数をもって可否を決し、可否同数の時は議長が決する。

### (会計)

第12条 本会の経費は、終身会費・臨時会費・寄付金及び雑収入を以って支弁する。

第13条 会員の終身会費・臨時会費及び会費は、別に定める。

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### 付 則

1. 1.この会則は昭和62年10月18日より施行され、平成3年4月1日に改正さる。
2. 本会の入会金は次の通り定める。[終身会費 1万円]
3. 総会その他の行事にあたって適宜臨時会費を徴収する事が出来る。